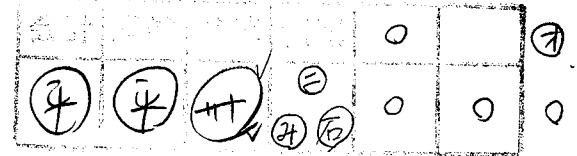


(その1)

収 支 報 告 書



令和4年分

(年 月 日開催分)

1 政治団体の名称 (ふりがな) はらぐちかずひろこうえんかい
 原口一博後援会

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

2 主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館307

活動区域の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

3 代表者の氏名 原口 一博

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 無	
公職の種類	
衆議院議員(現職)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	
原口 一博	

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	
原口 一博	
公職の種類	
衆議院議員(現職)	

4 会計責任者の氏名 池田 勝

事務担当者の氏名 池田 勝

(電話) 03-3508-7238

(電話)

(電話)

受付
5.5.26
原文公...

資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日から	
令和 年 月 日まで	

104820

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額				1	8	3	3	2	3	1	4
(前年からの繰越額)					4	4	3	2	3	1	4
(本年の収入額)				1	3	9	0	0	0	0	0
支 出 総 額				1	5	8	7	5	9	0	6
翌年への繰越額					2	4	5	6	4	0	8

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費											
金 額											0
員 数											0 ^人

(2) 寄 附											
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額						備 考				
(ア) 個人からの寄附				8	5	0	0	0	0		
(イ) うち特定寄附									0		
(ロ) 法人その他の団体からの寄附									0		
(ハ) 政治団体からの寄附									0		
小計 (ア) + (イ) + (ロ) + (ハ)				8	5	0	0	0	0		
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)									0		
イ 政党匿名寄附									0		
合計 (ア + イ)				8	5	0	0	0	0		

(その4)

(4) 借入金

行番号	借入先	金 額					備 考			
		十億	百万	千	円					
1	原口一博			3	0	0	0	0	0	令和4年1月10日
2	原口一博			3	0	0	0	0	0	令和4年2月10日
3	原口一博			3	0	0	0	0	0	令和4年3月10日
4	原口一博			3	0	0	0	0	0	令和4年4月11日
5	原口一博			3	0	0	0	0	0	令和4年5月10日
6	原口一博			3	0	0	0	0	0	令和4年6月10日
7	原口一博			3	0	0	0	0	0	令和4年7月11日
8	原口一博			3	0	0	0	0	0	令和4年8月10日
9	原口一博			3	0	0	0	0	0	令和4年9月12日
10	原口一博			3	0	0	0	0	0	令和4年10月10日
11	原口一博			3	0	0	0	0	0	令和4年11月11日
12	原口一博			3	0	0	0	0	0	令和4年12月10日
	この頁の小計			3	6	0	0	0	0	0
	合 計			3	6	0	0	0	0	0

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		金額							備考	
項目		十億	百万	千	円					
1 経常経費										
(1) 人件費			6	5	5	6	9	8	9	
(2) 光熱水費									0	
(3) 備品・消耗品費				5	7	4	5	1	3	
(4) 事務所費			1	6	9	5	0	8	9	
小計			8	8	2	6	5	9	1	
2 政治活動費										
(1) 組織活動費			2	1	4	2	4	7	1	
(2) 選挙関係費									0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費			1	4	4	0	1	8	2	
ア 機関紙誌の発行事業費									0	
イ 宣伝事業費									0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費			1	4	4	0	1	8	2	
エ その他の事業費									0	
(4) 調査研究費					1	6	6	6	2	
(5) 寄附・交付金			3	4	5	0	0	0	0	
(6) その他の経費									0	
小計			7	0	4	9	3	1	5	
合計			1	5	8	7	5	9	0	6

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分 1. 組織活動費 (旅費交通費)					
行番号	支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所 の所在地)	備考
		十億	百万	千	円				
1	飛行機代			34	200	R4/1/5	㈱JTB国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館内B4F	
2	飛行機代			27	500	R4/1/21	日本航空㈱	東京都品川区東品川2-4-11	
3	飛行機代			56	500	R4/2/22	㈱JTB国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館内B4F	
4	飛行機代			38	530	R4/3/24	㈱JTB国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館内B4階	
5	飛行機代			16	730	R4/4/14	㈱JTB国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1	
6	宿泊代			16	880	R4/4/16	赤坂エクセルホテル東急	東京都千代田区永田町2-14-3	
7	飛行機代			18	200	R4/6/8	㈱JTB国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1	
8	タクシー代			23	100	R4/6/10	イースタンエアポートモータース㈱	東京都大田区羽田旭町1-3	
9	飛行機代			118	540	R4/6/14	㈱JTB国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1	
10	電車代			11	450	R4/7/2	東日本旅客鉄道㈱	東京都渋谷区代々木2-2-2	
11	宿泊代			21	000	R4/9/21	都市センターホテル	東京都千代田区平河町2-4-1	
12	航空券代金			27	180	R4/11/13	全日本空輸㈱	東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター	
13	宿泊代			25	935	R4/11/21	ホテルルポール麹町	東京都千代田区平河町2-4-3	
	この頁の小計			435	745				
	その他の支出			289	472				
	合 計			725	217				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 1.組織活動費 (会合費)				
行番号	支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務 所の所在地)	備考
		十億	百万	千	円				
31	飲食代			254	110	R4/9/28	一鳥	東京都港区赤坂3-14-7 ユニ赤坂ビルB1F	
32	飲食代			256	000	R4/9/29	赤坂富貴貫	東京都港区赤坂5-3-1	
33	飲食代			418	000	R4/10/6	㈱グランドニッコー東京	東京都港区台場2-6-1	
34	飲食代			136	333	R4/10/11	㈱ニューオータニ九州	福岡市中央区渡辺通1-1-2	
35	飲食代			159	72	R4/10/20	広東名菜赤坂離宮赤坂本店	東京都港区赤坂5-3-1赤坂Bizタワー2F	
36	飲食代			317	000	R4/10/25	㈱初花	東京都文京区大塚5-30-7-202	
37	飲食代			493	000	R4/12/14	ホテルルポール麹町	東京都千代田区平河町2-4-3	
38	飲食代			547	800	R4/12/14	㈱春秋	東京都千代田区有楽町1-1-1日本生命日比谷ビルB1F	
39	飲食代			394	400	R4/12/14	㈱初花	東京都文京区大塚5-30-7-202	
40	飲食代			492	03	R4/12/15	㈱パレスホテル	東京都千代田区丸の内1-1-1	
41	飲食代			393	300	R4/12/23	もつ鍋やまや 赤坂インターシティ-AIR店	東京都港区赤坂1-8-1赤坂インターシティAIRB1	
	この頁の小計			386	168				
	その他の支出			129	408				
	合計		1	245	355				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年5月26日

政治団体の名称 原口一博後援会

会計責任者の氏名 池田 勝

代表者の氏名
(解散時のみ記入)

(オンライン提出)

(別紙)

様式	注釈番号	見切れ文字列 (同一の注釈番号で2行に記載がある場合、上段が訂正後、下段が訂正前)
その7 1.個人	*1	神奈川県横浜市神奈川区入江1-11-20 サンシティメゾン寿101
その15 5.政治資金パーティー開催事業費 (第2回佐賀モーニングセミナー 3月7日開催)	*1	第2回佐賀モーニングセミナー 3月7日開催
その15 5.政治資金パーティー開催事業費 (第22回 原口一博モーニングセミナー 4月27日)	*1	第22回 原口一博モーニングセミナー 4月27日
その15 5.政治資金パーティー開催事業費 (第23回 原口一博モーニングセミナー 7月29日)	*1	第23回 原口一博モーニングセミナー 7月29日
その15 5.政治資金パーティー開催事業費 (第24回 原口一博モーニングセミナー 12月16日)	*1	第24回 原口一博モーニングセミナー 12月16日
その15 5.政治資金パーティー開催事業費 (第3回佐賀モーニングセミナー 9月20日開催)	*1	第3回佐賀モーニングセミナー 9月20日開催

政治資金監査報告書

令和 5年 5月 18日

原口一博後援会

代表 原口 一博 殿

登録政治資金監査人

鈴木 進郎



登録番号 第 2254 号

研修終了年月日 平成21年6月9日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、原口一博後援会の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、原口一博後援会の主たる事務所及び登録政治資金監査人の事務所において行った。登録政治資金監査人の事務所での監査実施を加えた理由は、政治資金監査をより効率的かつ正確に実施し得ると判断したことによるものである。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込領収書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

原口一博後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、原口一博後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

